

- ① 小児患者の無菌室における治療について
- ② 小児における時間外・救急医療体制について
- ③ 小児患者の退院時薬剤管理指導について
- ④ 不適切な養育への対応に係る体制について

虐待相談対応件数の現状

○ 児童相談所での児童虐待相談対応件数は年々上昇傾向にある。

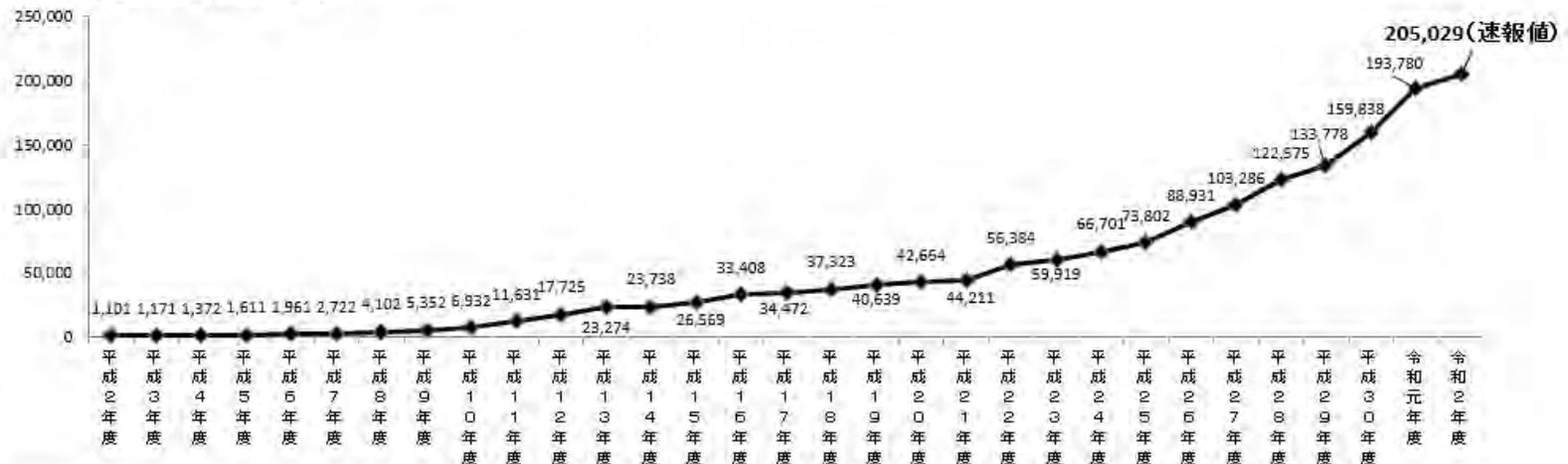
児童相談所での児童虐待相談対応件数とその推移

1. 令和2年度の児童相談所での児童虐待相談対応件数

令和2年度中に、全国220か所の児童相談所が児童虐待相談として対応した件数は205,029件（速報値）で、過去最多。

- ※ 対前年度比+5.8%（11,249件の増加）（令和元年度：対前年度比+21.2%（33,942件の増加））
- ※ 相談対応件数とは、令和2年度中に児童相談所が相談を受け、接对方当事人との結果により指導や措置等を行った件数。
- ※ 令和2年度の件数は、速報値のため今後変更がありうる。

2. 児童虐待相談対応件数の推移



年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (速報値)
件数	44,211	注 56,384	59,919	66,701	73,802	88,931	103,286	122,575	133,778	159,838	193,780	205,029
対前年度比	+3.6%	-	-	-11.3%	+10.6%	+20.5%	+16.1%	+18.7%	+9.1%	+19.5%	+21.2%	+5.8%

（注）平成22年度の件数は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値。

3. 主な増加要因

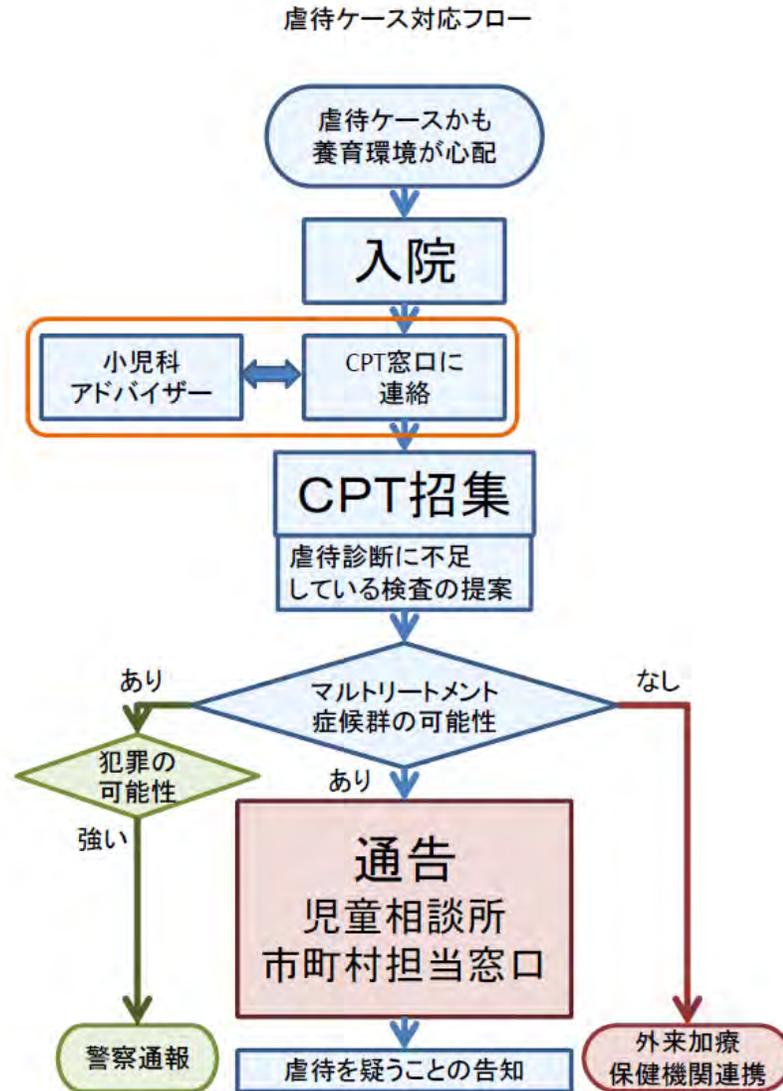
- 心理的虐待に係る相談対応件数の増加（令和元年度：109,118件→令和2年度：121,325件（+12,207件））
- 警察等からの通告の増加（令和元年度：96,473件→令和2年度：103,619件（+7,146件））

（令和元年度と比して児童虐待相談対応件数が増加した自治体からの聞き取り）

- 心理的虐待が増加した要因として、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力がある事案（面前DV）について、警察からの通告が増加。

CPT (Child Protection Team) の概要

- 虐待の対応には福祉・保健・警察・司法・教育等様々な機関と連携を取る必要がある。
- 対応を迅速に行うにあたり、多くのマンパワーと専門知識が必要となるため、CPT (Child Protection Team) と呼ばれるチームでの対応が推奨されている。



【マルトリートメント症候群】

養育者に加害の意図があったか否かとは無関係に、作為的もしくは不作為的な「不適切な養育」(※)によって18歳未満の小児に急性もしくは慢性の身体的・精神心理的症状が生じている場合、または健康な身体的成長・精神的発達に阻害されたと考えられる場合をいう。

(※)「不適切な養育」とは子どもの健全な身体的・精神的発達を阻害する可能性のある養育のことを指す。

CPTの基本的な組織構成

- CPTは、活動の中心となる「コアメンバー」、必要に応じてチームの一員となる「拡大メンバー」、また、時折意見を求めることとなる「補足的メンバー」から構成されており、医療機関ごとの特性に見合った組織形態をとることが推奨されている。

○ コアメンバー

活動の中心となる必要最低限のメンバー。

- ・小児科医
- ・医療ソーシャルワーカー
- ・救急外来看護師
- ・小児科看護師

→ **小児科アドバイザー**: 虐待に精通した小児科によるアドバイス（もしくはバックアップ）を行う。

— **CPT窓口**: 院内スタッフから、虐待を疑われるケースについて連絡を受けける窓口となる。CPT窓口には院内全ての職種から、情報が得られるよう周知する。

○ 拡大メンバー

チームの一員であれば対応の幅が広がるメンバー

- ・救急医/放射線科医/脳神経外科医/整形外科医/眼科医/外科医/皮膚科医/産婦人科医・産科看護師・助産師/未熟児新生児科医・NICU看護師/臨床心理師/歯科医

○ 補足的メンバー

時折意見を求める事となるメンバー

- ・耳鼻咽喉科医/泌尿器科医/精神科医/GCU看護師/医事課

医療機関における虐待対応組織の設置に係る現状

- 全国の医療機関を対象に行ったアンケート調査によると、医療機関ごとの虐待患者対応状況は以下のとおりであった。
- アンケート調査によると、虐待対応組織の設置をしていると回答した医療機関数は70.1% (246施設)であった。

図3 虐待の疑いがある実患者、入院、社会的入院をそれぞれ1人以上経験した医療機関（本年度調査）（令和2年度）

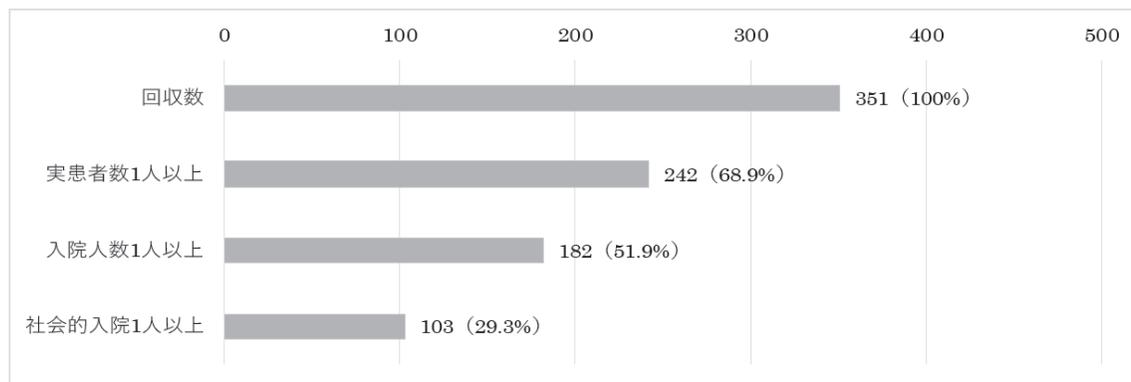


表13 虐待対応組織の設置（単一回答）

	本年度調査(令和2年度)		平成30年度調査	
	医療機関数	%	医療機関数	%
設置している	246	70.1	257	65.1
設置していない	103	29.3	136	34.4
無回答	2	0.6	2	0.5
合計	351	100.0	395	100.0

※対象期間は平成31年1月1日から令和元年12月31日

※全国943施設の医療機関（日本小児科学会の教育研修施設、5類型病院、各都道府県の保健医療計画で小児の救急輪番に参加している病院のいずれかに該当する施設）有効回収率37.1%、351施設

虐待対応に対する現行の診療報酬上の評価

- 虐待を受けている又は虐待が疑われる場合の児に対する対応への評価として、「診療情報提供料(Ⅰ)」「入退院支援加算」「小児特定疾患カウンセリング料」を設けている。
- 一方、CPTについては、患者が入院してから退院まで、体制の整備を図った上で、連続的に活動が行われている。

診療情報提供料(Ⅰ)

入退院支援加算

小児特定疾患カウンセリング料

外来

入院

外来

虐待疑い

【診療情報提供料(Ⅰ)】

診療情報提供料(Ⅰ)・・・保険医療機関が、診療に基づき患者の同意を得て、当該患者の居住地を管轄する市町村等に対して、診療状況を示す文書を添えて、当該患者に係る保健福祉サービスに必要な情報を提供した場合に算定。

【入退院支援加算】

- ・退院困難な要因を有する入院中の患者であって在宅の療養を希望するものに対して入退院支援を行った場合に算定可能。
- ・又は、連携する他の保険医療機関において当該加算を算定した患者の転院を受け入れ、当該患者に対して入退院支援を行った場合に算定可能。

※退院困難な要因に「家族又は同居者から虐待を受けている又はその疑いがあること」が含まれている。

【小児特定疾患カウンセリング料】

- ・小児科若しくは心療内科を担当する医師又は医師の指示を受けた公認心理師が別に厚生労働大臣が定める患者(※)であって、入院中以外のものに対して、療養上必要なカウンセリングを行った場合に算定可能。

※「家族又は同居者から虐待を受けている又はその疑いがある者」が含まれる

CPTにより、

- 医療機関の虐待相談窓口
- 虐待かどうかの検討(カンファレンス)
- 各診療科へのコンサルト
- 児童相談所への通告
- 家族への説明の同席
- 虐待症例の振り返り、啓蒙活動 等

を実施しており、速やかな実行のため、**体制の整備が必要。**

CPTを実施している場合の例

【CPTの構成員】

約30名で構成される。
小児科に限らない多数の診療科から、医師、看護師、事務職、MSW、公認心理士などで構成される。

【CPT体制】

虐待対応マニュアルが策定されており、職員がPCですぐに確認出来る。診療した子どもの安全が疑われた場合にはCPTに連絡することが定められており、連絡窓口は主にMSWが務める。毎月発生した新規の虐待疑いケースについて、月例会議で話し合いを行う。

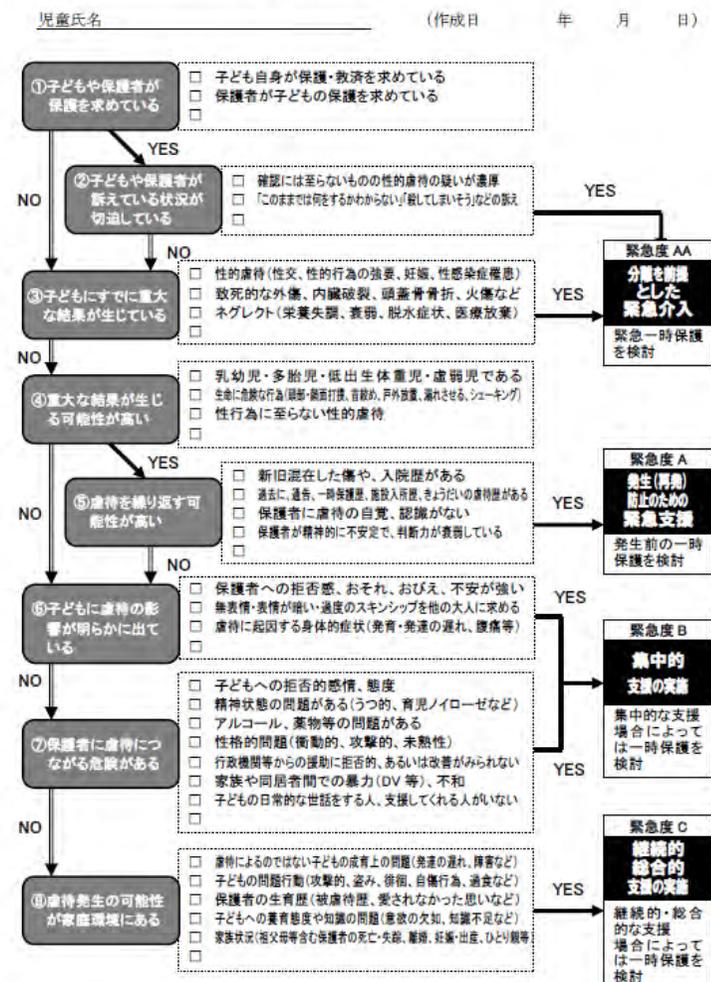
【児童相談所・関係機関への通告】

当都道府県で定められている「緊急度アセスメントシート」に沿って通告先を判定し、児童相談所への通告はCPTメンバーが行う。ただし、CPTメンバーは子どもの主治医にならないこととしている。(保護者との関係性保持や主治医負担軽減のため)

【軽症対応】

軽症と判断した場合、入院ではなく、翌日に一般外来で再受診してもらう。その際、再発防止のために市町村へ繋ぐことを保護者に必ず伝え、了承を得ている。

緊急度アセスメントシート



※ 判断にあたっては、各チェック項目を参考にすること。参考に出来る情報がこれ以外にある場合は空欄に記入すること。
 厚生労働省「子ども虐待対応の手引き」(平成19年1月改訂版)を参考に作成

千葉県で使用されている緊急度アセスメントシートの一例。
 千葉県ホームページより許可を得て引用。

小児急性期医療体制に係る課題（小括）

（小児患者の無菌室における治療について）

- 小児入院医療管理料1～5では無菌治療室管理加算は包括されており、併算定ができない。
- データベースの整備により、小児造血器腫瘍の標準治療が整備されたことに伴い、小児科医が小児病棟において造血幹細胞移植を実施する件数が増加した。

（小児における時間外・救急医療体制について）

- 小児入院患者のうち時間外に緊急入院となった件数の医療機関ごとの分布をみると、年間1000件以上の医療機関も一部存在した。
- 看護業務の中でも「入院」に関する看護業務については、時間を要する看護業務として回答している人数が多かった。

（小児患者の退院時薬剤管理指導について）

- 「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」において、小児医療等における専門的な薬学管理に対応するため、医療機関・薬局の医療従事者間の連携を推進する、とされている。
- 医療的ケア児数は増加傾向である。
- 医療的ケア児、小児慢性特定疾病児の退院時服薬指導において伝える必要がある情報は、「飲み方の工夫」等様々である。
- 医療的ケア児、小児慢性特定疾病児の退院時に、医療機関から保険薬局にお薬手帳や文書による情報提供が行われている。

（不適切な養育への対応に係る体制について）

- 児童相談所での虐待相談対応件数は年々上昇傾向にあり、その対応に当たっては、福祉・保健・警察・司法・教育等様々な機関との連携、迅速な対応、多くのマンパワーと専門知識が必要となるため、CPTと呼ばれる組織的な対応が推奨されている。
- 全国の医療機関を対象に行ったアンケート調査によると、約7割の医療機関において、虐待対応組織を設置されていた。